

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 5 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4名）

岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3名）

木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

説明者（3名）

補助事業 12「新宿区猫の去勢・不妊手術費助成」

13「夜間往診事業助成」

14「妊婦健康診査費助成（里帰り等）」

衛生課長、健康推進課長、健康企画・歯科保健担当副参事

<開催日>

平成 22 年 7 月 23 日（金）

<場所>

四谷特別出張所 会議室

<開会>

1 補助事業及び計画事業評価について

【部会長】

第2部会第5回会議を始めます。

26日の補助事業のヒアリングなのですが、ほとんど問題がないような補助事業があれば、それは特に今回聞かなくてもいいかどうかというあたりをまず決めたいと思います。

まず地域福祉課は補助事業18「地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金」、19「区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助」です。遺族会はさすがにやらなければまずいですよね。

【委員】

18とか19というのは長年のことでもあり、どうするかという問題、制度的には制度疲労もある問題ではあると思うけれども、なかなかそう簡単にはいかないですよ。いかないけれども、これはやらないわけにいかないのではないですか。

【委員】

18は取り上げなくてもいいじゃないですか。ヒアリングで聞いて回答が返ってきたものに対して、特に疑問がなければ、18は要らない気がします。

【委員】

ノウハウを取り入れられないものかということなのですが、遠くまで行ったからいい研修だったとか、近いとよくないということは言えないのですが、その逆も言えなくて、やっぱり行ったら行った甲斐があったかもしれないし、そこで効果をテストなり何なりで比較できないので、これを担当者に聞いても回答は難しいのではないかと思います。費用はかからないから、みんな都内にしてくださいというのもどうかという気がします。

【部会長】

同じようなことが②でもあって、参加しなかった人のフォローはしなくてもいいのですかというのに、フォローしていますという答えです。では、どうフォローしているのだということをお聞きしたいわけですね。

もう一つは、そのどちらもずっと続けているので、これでいいのですか、研修費補助となっているのだけでも、44年間ずっと出していることで何か別のことをお考えですかぐらいかとは思っています。

遺族会は、ちょっと取り上げなければいけないと思っています。例えば、当初8万円掛ける4人で32万円だったのが、実際は10万7,000円掛ける3人で、やっぱり32万円なのです。では、当初の8万円は何なのか。最初から10万円とすべきで、逆に言うと32万円ありきで、単価が増えたように見えてしまう予算の立て方ってどうなのでしょう。原爆慰霊祭ではなくて、沖縄慰霊巡拝でなくてはいけない理由は。

【事務局】

その辺は確認していただかないとないとわからない。

【部会長】

何で毎年沖縄なのかなというあたりはお聞きしたいなというのと、141名のご遺族の方が遺族会にいて、沖縄に行かれる方は3名というあたりのことを。区の方なので、お呼びしたいと思えます。

次の障害福祉課の補助事業20、27、28。

20「障害児等タイムケア事業運営助成等」、27「障害者就労支援施設事業運営助成」、28「障害者福祉活動事業助成」です。

「障害児等タイムケア事業運営助成等」は、いい事業をやっている、補助金が使われていると思います。回答でも、同一法人による民営事業として現在と同一形態で移行するので、ノウハウの継続により懸念はありませんと言っている。

【委員】

こういうふうに回答が返ってきているからいい気がしますね。

【事務局】

補助事業の評価では、25年度を目途に事業の委託化を検討しますとなっています。この事業は23年4月に東戸山中学校の跡地にできる子ども総合センター内に移転する予定で、引き続き同一の法人に補助金を出して同じ運営をしてもらおう予定と聞いています。そこは、学童クラブ

とあゆみの家にある子ども総合発達センターも入ってくるということで、子ども全体の総合施設になります。このタイムケアも18歳までの障害児の方の日常の居場所ですので、移転後は全体の総合化を図っていくということです。その場合、一部だけ補助事業で区の事業じゃない形で継続すると、不安定な面も考えられるので、区の事業として、運営の形態は見直していくという趣旨だとのこと。

【部会長】

区の事業になり、同じ法人に委託するということになって、非常にいい形でできるかなと思います。これはいい状況ですよ。この20番はヒアリングは要らないですね。

27「障害者就労支援施設事業運営助成」はいかがでしょうか。協働の視点から言っても、いろいろな社会福祉法人とかNPOに補助金を出しているわけです。

「障害者就労支援施設事業運営助成」、「障害者福祉活動事業助成」、「障害児等タイムケア事業運営助成等」、3つが障害者福祉課ですね。回答の中で、何かもっと聞きたいことがおありになるかと思います。

【委員】

回答からすれば、掛け違いはないという感じはしますね。

【委員】

28番改革方針のところに、「透明性及び助成金配分の公平性をより明確にするために」と書いてありますけれども、それはどこかに指摘されているのでしょうか。

【事務局】

これは、この事業がということではありませんが、行政監査で、補助金の支払い方法全体として、前金払いという支払い方にちょっと問題があるのではないかという指摘をされている。

区の会計規則では前金払いは精算行為が伴わない。要するに債権額が確定して払うわけですから。ところが、補助金の交付規則では、支払い方に関係なく、必ず実績報告を出させて審査することになっている。ところが前金払いは会計のほうでそうになっているからというので、実績報告をとっていない補助事業が1つか2つあって前金払いの支払い方というのが事業補助としてどうなのかということが、全体の意見の中で述べられているのです。それ~~の分~~を多分、受けて、公平性、透明性という改革方針が出されてきたのだと思います。

ただ、この心身障害児の小規模通所施設事業運営助成という、さっきの統合されたものについては、これは歳出戻入ということで、一度お金を払ったけれども、年度末に戻してもらっている。

【部会長】

去年19件で、執行率71.46%になっているのだけれども、もう初めにこの357万2,960円を払ってしまったということなのですね。

【事務局】

一括か分割かは、要綱や実績報告を確認しないとわかりませんが、前金払いということなので、事前に支払ったということになります。

【委員】

27では、補助対象（者）欄に団体名が記載されていますが、右の欄では特定の団体ではないとなっています。

要件を満たしていれば、別の団体もオーケーなのでということですか。

【事務局】

制度上はここに記載された団体だけに限定したものではなく、一定の要件に合致した法人に対して、事業補助を行うという意味で、特定ではないというふうになっています。

【部会長】

28の回答のところで、毎年執行率が7割前後となっているが理由は何かというのは、毎年度予算執行率が7割前後、実績として新規参入団体がここ数年ないから、3割程度の未執行が生じていますという。だったら減らしなさいという話なのですよね。もしくはやっってもらい団体をつくるということが必要かなと。

【事務局】

実績としては毎年19団体となっていますが、この補助は公募で行っており、事業計画書を審査して補助する仕組みです。こういう活動をしている団体というのがまずあって、なおかつ、補助の対象とする事業はこういう事業ですよという2つの要件があり、その両方を満たした場合に補助決定していくのですけれども、なかなかそういう活動をして、その条件に見合う事業を行っている団体が増えてこない、結果として補助対象の相手は毎年同じになってしまうという部分は、あるかもしれません。

【部会長】

増えていないのだったら、毎年予算を500万円つけなくてもいいとは思いますがね。

【委員】

でも、予算を使わなければ別に、出してくれるわけなので、増える可能性もあるというのなら、後で追加よりは多少はいいかなと思います。7割、もう少し近い値にできれば、そのほうがいいかもしれないですけれども。

【部会長】

そこが気になったところで、ちょっとあまりないですね。障害福祉課に関して、特に聞かなければということはいかがでしょうか。

次は介護保険課ですね。21「特別養護老人ホーム等建設事業助成」、22「特別養護老人ホーム運営助成等」、23「サービス評価事業（福祉サービス第三者評価受審費用助成）」、24「介護福祉士資格取得費用助成」です。

お金をずっと払っているということですね。300床をベッド買いしていることについての話ですが、回答で納得できたかどうかということだと思っておりますが、いかがでしょうか。

【委員】

そのことだけを取り上げれば、それは納得するかしらないかというか、そういうことでやろうというふうにみんなで合意してやったわけですよね。外部評価のレベルでどうこうするという

ようなレベルではないとは思うのです。その時点で政策判断がどうだったかにもよって、今の時点でそれを取り消すわけにはいかないからね。だから、ここに書かれている回答というのは、これはそうだろうなと考えざるを得ない。

【部会長】

1億円払ってでも、結局300ベッド確保していて、しかも新宿区内じゃなくて、その300ベッドのところに行けば、待ちも少ないですよというご回答ですよ。

【委員】

これ、内部評価とか外部評価というレベルじゃない。こういうことというのは、まさに政策そのものだからね。その行っている政策に対して内部評価がどういうふうにされているか、その内部評価の姿勢がどうだと。あるいは、行政監査の視点からの問題がどうかということで、それなりにクリアしていれば、待機者が1,000人もいることについてここで議論してみてもしよがないのよね、そういうレベルであって。ここに書いてある回答でどうにもならないと思うようなところはないような感じがしますけれども。

【委員】

外部評価委員として、この特別養護老人ホームの計画と入所ということについては、最も重要な評価の対象ではなかろうかと思います。特に入所について、区民が一番関心を持っている。ここに書いてあるところの④のところの、待てば大体入れるというのですよね。

【部会長】

となっていますね。

区外で、大体6カ月とか、早いのですごいと思ったのです。特別養護老人ホームの場合は、普通2年か3年かと言われています。

4とか5だったら半年とか、区外ですと10カ月ということなのですからけれども。

【委員】

でも早いなと思いましたよ。4、5でも大体二、三年と言われていますから、新宿区は早い。

【委員】

だから、みんな埼玉県、群馬県、千葉県に行ってしまうのですよ。行かざるを得ないのですよ。

【部会長】

待機が1,268名。

【委員】

それから、この新宿区の入所指針というのがありますが、これで公平透明にやっていることがわかりますけれども、ペーパーだけ、現場をあまり見ていないから、ケアマネージャーがどういう判断をするのか、そういうところにやっぱり不満というか、不公平さが出てくるのではないかなという感じがします。

【部会長】

こちらは全部聞くと、それ以降も聞くということでもよろしいですか。

【事務局】

この21については、計画事業31の「介護保険サービスの基盤整備」という計画事業の一部分なものですから、計画事業の中でまとめて、区のそういう待機が多い中でも介護サービス基盤をどうつくっていくのかという考え方の視点から、全体で聞いていただいたほうがいいかなど。

【部会長】

計画事業のほうで聞くことにしますか。

【委員】

補助事業ではこれはこういうことだろうと思うのだよね。このやりようがない、要は計画事業レベルであり方としてどうだというのなら、全くそういうことだと思うのです。

【部会長】

障害福祉課と介護保険課に対して、特に介護保険課に対しては21に関して計画事業のほうで聞くということで、あとはそれぞれ委員の方たちが気になったところを質問していただくということでもいいかと思います。

【委員】

遺族会はどうしますか。

【委員】

遺族会というのはやっぱり取り上げないわけにもいかないのではないかと思います。前回は指摘されている。

【部会長】

前回のときも指摘されていますが、ほとんど変わっていないというあたりのことは言わざるを得ないと思います。

補助事業21「特別用語老人ホーム等建設事業助成」については、1億円使っているけれども、ある時期の政策判断でベッド買いというのが行われたわけで、介護保険も入る前のそういうときのものがずっと来ていますね。

ただ、これは、もうこれで消えていく事業ではあるのですよね。平成26年で終わるところが、終わったら多分額が減っていくという事業だと思うのですね。何年までという回答はいただいているということで、それでよろしいですね。

【委員】

18番「地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金」については、民生委員、児童委員の今日的な重要性からすれば、きちっとした研修はやるべきなのだと思います。経費をかけないでも、缶詰めになって勉強するというようなことが今日的ではないか。泊まり込みで行くがゆえに行けない人が2割出ているという点もあるかもしれない。民生委員の今日的な役割の重要性だとか、いいケースを勉強するというのであれば、お金をかけるのも2年に1回にして、あとは少なくとも1年に1回あるいは2回ぐらいは必ず集まってやるようにする。そうすると、どっちかには出られて、全員になるでしょうというような議論をするという必要はあると思います。

【部会長】

1つは、参加者へのフォローをしていますというのですけれども、どんな方法でというのを、方法を聞くというのと、なるべく全員参加できる事業の方法を考えましょうということですね。

【委員】

どんな研修が必要で、それがどういう形で行われているのか。その助成とか補助というのがないと、そういう研修できないのかということでしょう。そういうところをお聞きしたほうがいいのではないのでしょうか。

【委員】

パーセントではなくて、負担額もありました、資料も見た感じではちゃんとした研修かなという感じで、そんなに問題がありそうな感じはしなかったのです。

【部会長】

19番の遺族会については。

【委員】

ここでの問題が今日的にあるとすれば、やっぱり戦争をしない、あるいは平和という問題に切りかえて、多くの人々がこういう問題を意識するような活動というものも入れていく。平和やあるいはそういう苦しみをした方々への畏敬の念を持つということに結びつけていくような活動が少しできないのですかということ聞いていく。

【部会長】

それで若い世代に伝えていくということをどのように遺族会はしていますかという感じですね。そういう事業を考えていらっしゃるというか、そういう事業も区から提案することも必要なんじゃないですか。

【委員】

沖縄の問題は沖縄、戦地になったことでもあり、行く必要があるから行っているのだと思うのだけれども、もうそろそろだんだん限界だと思います。

【委員】

若い人に伝えるというのはまた別だと思うのですよ。平和派遣とかやっていますから、そちらのほうが。こちらの遺族会は、あくまでも亡くなった人を弔うとか思うという、そういった事業なので、若い人に伝えるというのが本来の目的じゃないと思います。

【部会長】

回答の中でも、区慰霊祭への参加者は減少傾向にあるということです。

【委員】

これは国も都もお金出しているわけで、新宿区だけが急にやめるわけにいかない。広島でも長崎でも国の首相が行ったり何かしたりして、平和へのアピールをやっているわけです。こういう遺族会の活動が慰霊とともに外に向かったのPR効果を持つという面もあると思います。

【部会長】

団体補助をやめて事業補助になっているということもあるのですね。

【委員】

当事者がお線香を上げるということだけではないのだと思います。

【委員】

もちろんそうだと思います。ただ、先ほどおっしゃった若い人というのはちょっと違うかなと思っただけです。

【委員】

若い人というか、世間というかね。年に1回はみんなでこういうことを考えるきっかけにしたいということにしていかないとね。また、そういうことで彼らに語り部になってもらったりする面もあるわけだね。そうやって尊敬するというようなことでないと、彼らとの間に話の接ぎ穂ができないのです。

【部会長】

8万円で4人に、3人になったら10万円という、そういう予算の立て方に、当初の31万円とか32万円という金額がありきなのか。

【委員】

32万円が出るからこうなんじゃなくて、経費の報告で、実際にかかっている経費はもっと全体の活動で100万円とか80万円とかかかかっていて、遺族会のほうで自己負担額があるわけです。だから、この32万円全部がこの交通費にかかっているのではなくて、それ以外のたくさんの費用の中の積み重ねの中のことだと思います。

【事務局】

遺族会の予算書が、単価が8万円を4人で32万という事業計画になっていて、それが実績報告だと、3人で、1人頭が10万いくらかで、合計31万になっている。そうすると、8万円を4人で計画した慰霊の事業内容が、1人当たりの単価が2万何千円か高くなっている事業内容というのはどういうものをきちんとチェックをした上で出しているのかどうかという部分を、部会長はおっしゃられているのだと思うのです。

【委員】

それはでも別に32万に合わせるために3人に変えたわけではなく。

【委員】

まず人選から、どういう形で選ぶのか、推薦か手を挙げていくのか、自薦か他薦か、一番の課題、今後の見通し、そういう慰霊のための経費として。17年度に抜本的な見直しがされているわけだから、そこのところを聞きましょう。また、そこは回答にないわけだから。

【委員】

公費が全体にそれにかかっているのではなくて、公費はその活動のほかにもいろいろある活動の中の10分の3ぐらいですけれども。遺族会の会費というのがあるのではないですか。それで賄われているような感じですよ。10分の3ぐらい、30%ぐらいがその補助から出ているようなことが、出ていますよね。

【委員】

大いに重要なこととして、社会のために、平和のために使うようにしましょうということです。そういうことで原課が活動しやすいように、言いやすいように我々が後ろから押すということ。

【委員】

その辺をお聞きしたいということですね。

【委員】

22「特別養護老人ホーム運営助成」というのは、あかね園他の施設のレベルを他とのバランスをとるために補助しましたとか、そういうことでしょうか。

【部会長】

区の施設に対しては都から出ないのでということで、あんまマッサージ、小規模加算とかをつけていますということですね。

次の23「サービス評価事業」が第三者評価を区の費用補助でやっている、これは施設、在宅系サービスですね。数が少ないけれども、これでいいのかという話になるかと思っています。17事業所の予算しかつけていないのですけれども、もっとたくさん事業所があるので、何で17なのということで、その答えとしてはあまりはっきりしてなかったかなと思います。

24「介護福祉士資格取得費用助成」は、1年以上いる方に対して、それからずっと働き続けてくださる方についてお金を出しますということで、合格率が結構高いですよという回答がありました。逆に言うと、合格してから、その人たちはまだいますか、フォローしていますかというのを聞いてみようかなと思います。

25「医療介護支援事業」は、結構いい事業だなと思いました。

ここ、29「高齢者クラブ連合会事業助成」、30「高齢者クラブバス派遣」高齢者クラブの関係、29、30、今までも高齢者クラブは、少し考えなければいけないというのがあり、必ずしも明確な回答ではなかったと思いますので、これは聞くということをお願いいたします。

介護保険計画のことを聞くとすると、計画事業31「介護保険サービスの基盤整備」もお聞きするという形になりますね。

計画事業、個別目標との関係性はどのような形ですか。個々の計画事業から見て個別目標がどうなのかということをするのかどうか。その場合、どの事業を選ぶのかという話になると思います。

最初にお聞きしますが、今年全部やりますか。

【委員】

全部やるかどうかはともかく、とりあえずいつもの例にならって、わからない不明なところは質問として投げかけるということをやりますよね。とりあえずやっぱり1つずつ、聞きたいことがあるかどうかということ洗い出し、聞くことは聞く。今決めてもやっていくうちに変わるということがあるので、先に1つずつを考えていくというのはいかがでしょうか。

【委員】

他の委員からも、具体的には何番と何番をというレベルで言っていただくと、もう少し議論

がかみ合うと思うのです。

【部会長】

何かありますか。例えば齟齬があったとか、ここは聞かなきゃとか。

【委員】

例えば個別目標2「子どもの育ち、自立を地域でしっかり応援するまち」これのできれば11。

【部会長】

「子どもの居場所づくりの充実」ですね。

【委員】

どうしても個別目標3「未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち」の14「確かな学力の育成」、15「特色ある教育活動の推進」、16「特別な支援を必要とする児童生徒への支援」、17「学校適正配置の推進」までしたいのです。これはこれなりにやると、個別目標がある程度届くかなと思います。

それから個別目標4「生涯にわたって学び、自らを高められるまち」の21「総合運動場及びスポーツ環境の整備」、これが進んでいないのですよ。地域、スポーツクラブと中学校単位でつくるとというのが国の方針なのですが、新宿区はほとんど皆無なんじゃないかな。でもできていると言うのですけれども、厳しいと思います。

それから24「子ども読書活動の推進」。個別目標の1「だれもが互いに支えあい、安心してくらするまち」ですね。

【部会長】

これは、31「介護保険サービスの基盤整備」はやらなければいけないことになりますね。

【委員】

31、そうです。これは現状を考えた場合に最重点だと思います。それから30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」ですね。131「高齢者総合相談センターの機能強化」はやらなくていいのですか。新規ですが。

【部会長】

これは新規なので、どうでしょうね。強化という形ですから。

【委員】

最後に36「高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備」ですね。

【部会長】

どちらかというと、個別の事業計画の中で見ていくということですね。その中で、個別目標を体現しているかどうかを見るということですね。

先ほど、1つこの個別目標から全部を見ようという話だったのですけれども、それだとそれこそ経常事業も見ないとまずいだらうというご意見もありましたので、それは撤回させていただきます。この計画事業から個別目標を体現しているかどうか、その事業がという形の見方をしていくのでよろしいかと思います。

そういう意味からいくと、気になっているのは図書館なのです。

子どもの読書の推進、図書館体制の充実、新しい中央図書館のあり方、あと経常事業の、学校図書館の問題。子どもの読書を考えた場合に、経常事業も含めて、トータルに子どもが読書に親しむ環境というのをどういうふうにとらえているかというのを見ると、前回の図書館の方たちのご回答では、自主性がなく不満です。外部評価委員会でこう言われたからこの方向でとりました、他の委員会でこうなったから別の方向に変えましたと、何でそういうふうに変えるのか、両方やればもっといいという思いがありました。

学校での図書館の充実と、子どもの読書活動の推進、図書館サービスの充実とをリンクさせますかというあたりを、教育委員会にうかがいたいと思っています。

一番気になったのは、図書館のサービスの充実のご回答が、こちらの意図をあまり汲んでくださっていないなというのがありましたので。

それプラス、どこにも学校図書館が出ていないのですけれども、学校図書館の充実。読み聞かせとか、何かもうちょっと仕組みづくりができませんかというあたりでしょうか。

【委員】

私はこの外部評価の区の取り組みというので、すれ違いになっているところ、そういうことが非常に気になっている。

男女共同参画とかワーク・ライフ・バランスとか、行政でどこまでできるかというようなことがある問題ではありますが、こういうことというのは地域社会を考えていく上では、非常に大事なことなのです。そういった点で、計画事業ということの性格からすれば、これの計画事業の内容としては貧弱なのではないかというふうに思います。そこは補助金の問題というレベルではしょうがないとしても、計画事業としてはやはり、こういうものというのには考えていく必要があるのではないかと思います。

そういう切り口でいくと、この22、23、24の図書館の問題なんかも、やはりもうここまで来ると、電子図書とかそういうような、図書の電子化とかいう時代がここまで来ていますからね。そして学校教育のところでも、先生方にパソコンをやるとかやらないとか、ああいうレベルで議論していますけれども、ちょっと切り口のレベルが違うなという感じがします。そういう情報化の問題については共通的に視点がずれている部分があるのではないのかなという感じがします。そういうことが2番目です。

それから、3番目は、食育とか健康という問題もその切り口が違うのではないかなという感じがします。食育というとお料理がどうだとか、バランスガイドがどうだとか、そういうようなことになっています。けれども、食育というのは健康、飢餓、水というような問題も含めて、本来は子どもたちが考えていくということなのです。そういうことをもう少し支援していくという視点が本来はあるべきですが、違うのではないかなと思います。

それから、インフルエンザの問題も同じように、これも社会的な問題であつてもちょっと違うのではないかなというふうに感じられるということです。

【部会長】

学校の情報化推進というの、結局コンピューターを入れるという話だけになっていますね。

【委員】

何台入るかとか、非常に先生がご苦労されるとか。だけど、できない先生はできないなりに手で書いて出せばいいので、できる先生がしっかりやればいいのでね。

【委員】

食育の推進で、これ見るとやっぱり食事の楽しさとか、そういうことはよく出ています。平成17年度に出た食育基本法は子どもだけが対象じゃないのですが、主として子どもに必要なことは、自分にとって食材は何が必要かということはベース中のベースなのです。食材の選択能力を身につけるということが法の精神なのですが、シートを見るとちょっと違っていて、どちらかという楽しい食事の傾向です。その食材がどこでどういうふうに栽培されているのかということも非常にベースとして大事なもののなのです。

そういう点からすると、やっぱりこの辺は少し評価を、法律にのっとって評価をしたほうがいいと思う。

【委員】

そうですね。食育基本法の4つの項目に沿っていないのではないのかなという感じがするし、その延長線では飢餓の問題とか、あるいは水とかということも、人のことも考えるということがないと、自分だけ食べられればいいのかというような感じになっていますよね。初期はこういう議論が確かにあったのですよね。

【委員】

学校教育としてやれば、おいしさも楽しさもいいけれども、自給率とかそういうことに触れないと、本来の食育ではないのです。

【委員】

成年後見制度については新宿区でどういうふうに制度的に定着させられようとしているかということについて、評価もし、学びました。昨今、振り込め詐欺とか、いろいろ悪いこともいっぱい出てきますね。広い意味での地域社会の支え合いとか、信頼できる人々の関係というものがないといけないわけで、成年後見制度ももちろん必要だけれども、そこに至るまでには距離があるわけで、相談相手になるような地域社会も必要になる。介護の問題、認知症の問題、あるいは障害者の問題と、それを支え合う地域社会の信頼感みたいなものが醸成されるような形で介護や障害者の対応ができなければいけませんよね。ただ介護すればいいとか、障害者を大事にすればいいとかいうことではなくて、彼らが社会人としてきちっと生活できるようにしていくようになっているかという観点で、せっかくこの後見制度、3年間やってきたから、今年も後見制度を少し介護とか障害者の問題と絡めて、何か聞くような形式があればいいなと思いますけれども。

「外部評価を踏まえた区の総合判断」で、20番の家庭の教育力向上支援のところでは、目標設定について、他の手段により対応を検討しますと書いてある。それから、24番の読書活動は先ほどから出ている点、25の歯から始める子育て支援では、指標1が大きく上回っているから、目標値の見直しをとっているのに対して、デンタルサポーターの質を維持し、区民の信頼に応える

ために、変更は考えていない、デンタルサポーターになるためのハードルを低くしないのだと。低くするとどんどん増えるからというのかと思うのですが、それにしては今年度も人数が非常に多いのですよね。そのところはこの回答がどういう意図なのか、ちょっと理解できない。厳しくするならもっと厳しくして、90人のラインに抑えるというのがこの回答の意図に見えるのですが、そうではなさそうなので、どういうことなのかということ。

それから27番元気事業の推進のところで、区民ニーズを把握してプログラムを工夫すると、それから私たちが指摘した、リピートの利用も大切だけれども、未利用者が少しでも参加するような指標というの必要じゃないかというのに対して、検討しますと書いてあるのですが、検討が進んでいますかというようなところをちょっと考慮したいと思いました。

それから事業評価シートのほうで感じたことは、計画事業8番の男女共同参画の推進で、女性委員の比率向上については、比率向上に向けた取り組みが必要と書いているのですが、要因を分析したらどうだったのかというのが、もしこの時点で出ていればお聞きしたいということ。

それから、計画事業10の保育環境の整備のところで、開設とか準備金とかは補助金のところでもありましたけれども、子どもの数は減りつつあるので、こんなに増やして、保育ママみたいな形で自宅を利用してというのならいいのですけれども、もうちょっとして、もしかしたら必要なくなってしまうのではという心配が少しあって、そこはどうかと思ったのですけれども。

【部会長】

そうすると、きちんと需要を見てやっていることですかということですよ。

【委員】

学校なんかもそうですけれども、急に開発が進んで子どもが増えたからって、その子どもたちが大きくなったら、もういない。そういうのが難しいので、ちょっとここで踏み込むことではないかもしれないのですけれども。

それから、公有地及び既存の公共施設の活用と書いてあるのですが、公共施設というのは具体的にどんなものを利用することを念頭に置いているのかというのを質問したい。

それから次の計画事業の11の子どもの居場所づくりの充実の裏面で、放課後子ども広場と学童クラブのあり方を検討する必要があるというので、検討し一定の整理はできましたとあって、どんなふうに検討してどんなふうに整理ができたのかというのが、この短い紙面に書くことではないのでしょうかけれども、ちょっと質問したい。

23番図書館サービスの充実でも、同じ言葉が何回も繰り返しあって、地域館の利用率が低いというのが5回ぐらい出てきますが、これは何で低いのかということ。

何が問題点なのでしょうね。

【委員】

若い人たちに大いに集まってもらって活用してもらえそうな雰囲気にするにはどうしたらいいかと考えていかないとだめだということだと思います。

【委員】

そもそもこれ必要なのでしょうか。利用されていないというのであれば、もしかしたら必要ないかもしれない。

【委員】

やっぱりいろいろあり方については見直していかなければいけないのだけれども、そういうことを検討する場を持たないとだめよね。

【部会長】

これは、図書館の検索するためのPCではないのですね。

では、結構自由に、パソコンは持っていない人でもパソコンを自由に使えるという意味で設置したということですね。

【委員】

図書館に足を運ぶ人が本当にそういった必要があるのかということ、年齢の格差というのがいまだに存在して、それを解消するために利用率を上げたいのであれば、そこまでも、座る気にもならないような年齢の方をうまく誘導するようなことが必要ですし、もしそういったものがなくて、今はもう既に普及しているから必要性がないのだというのであれば、それこそもうこれは必要ないということなのだと思います。

【部会長】

だから、初級インターネット講座を始めましたというのがあるのですね。

【委員】

そうなのです。それがもしかしたら不十分なのか、本当に利用率を上げたいならもっと何かするのだし、もう必要ないという状況であれば、ここで低いと言わなくてもいいことなのかもしれないです。

あと24番「子ども読書活動の推進」のところで、昨年の指摘事項として、「すべての子どもが読書活動を行うことができるように目標を設定」としているが延べ利用人数では子どもの総数との比較はできないから、2年以内に全ての子どもが利用できることを目標にしたかどうかということを書いたのですが、今回の内部評価の目的のところでは、指標は変えていないのですが、この「すべての子どもが読書活動を行うことができるように」という記述が変更されているのです。

何か、目標を変えてしまったとようで、どうなのかというのがちょっと変だなと思ったのですけれども。

【部会長】

では、今、幾つか出ましたので、共通するものもあるので、その辺のところを一応、今回の対象として、今、出ていた質問をヒアリング項目としてよろしいですね。

2 ヒアリングの実施

【部会長】

それでは、第2部会の補助事業関係のヒアリングをこれから始めさせていただきます。

<委員紹介>

<説明者自己紹介>

【部会長】

まず、新宿区猫の去勢・不妊手術の費用助成事業についてということで、衛生課にお尋ねしたいと思います。平成17年の補助金等審査委員会での、猫の不妊手術の助成だけで片づく問題ではないということに関して、人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会を設立して、そこで17年度の指摘事項に対応するような形でやっているというご報告を受けております。地域猫セミナー、ガイドラインをつくりましたということや、さらに、猫には区の境がないということで、渋谷・中野のボランティアとも一緒にやっているというご回答をいただいております。

これに関して、やはり地域猫ではなくて、飼い猫に関しても補助金を出しているということに対して、もちろんそちらにも出さないと、逆に野良猫も増えてしまうというようなご回答だったのですが、やっぱり飼い猫に関しても補助は必要ですか。

【説明者】

はい、私どもはやはり必要だというふうに認識しております。

例えば手術にかかる費用は不妊の場合平均3万円、去勢の場合は平均1万5,000円で、その3割程度ということで、飼い主のいない猫に対して助成をしています。

飼い主のある猫の場合は、やはり飼い主責任がございますので、若干その額を減らして、助成金を出させていただいています。助成することで、飼い主が去勢・不妊手術をしやすくなるという環境もございますので、これ以上、野良猫が地域に増えない、そういったことの抑止力にもつながると考えています。

【部会長】

その飼い主たちに、自分たちが飼っている猫なのだから、責任を持って対応しようというような働きかけというのはどう思っていますか。

【説明者】

飼い主責任ということで、まずは飼い主には家で飼う、室内飼いを推奨しているのですが、ただ、日本の猫の飼い方の場合、江戸時代、明治時代と外飼いを中央政府が奨励したという歴史的な事実、というのはネズミ退治です。穀物を荒らす、明治時代においてはペスト対策ということで、もう日本全国一律外飼いをかなり奨励した時代があつて、それはある意味行政責任の一端を担わなければいけないという部分。それと、結局外で飼うスタイルからなかなか脱却できない飼い主に対しての啓発というか、推奨しなければいけない、もしも出すにしても最低やってくださいという、そういった啓発的な意味で、それは存続させたいということになっています。

【部会長】

それはそれで、一応、飼い主の責任といった形できちんとするような形の広報はしていってやる。

【説明者】

はい、そうですね。

【部会長】

この去勢・不妊手術の成果として、別表4で出している、東京都引き取り数がございませぬ。これが保健所に引き取られた数と考えてよろしいですか。

【説明者】

これは新宿区から東京都の動物愛護相談センターに引き取られた数です。

【部会長】

その数が減っているというのが1つ成果として挙げられている。

【説明者】

そうですね。

【部会長】

保健所に行ったのではなくて、愛護センターに行って、そこで飼い主を見つけてもらっていますというふうに考えていいのですか。

【説明者】

見つけてもらっている場合もありますが、猫の場合、残念ながら処分という形で殺処分のことも多いというのが現実です。

愛護センターは譲渡に回しますけれども、譲渡し切れない部分に関しては、猫に関してはまだ殺処分があります。犬に関してはほとんどが譲渡に回っている現実があるのですが、まだ殺処分がゼロには、施設がまだ手狭な関係もありまして。

【部会長】

猫の苦情処理の件数もお聞きしたのですけれども、こういう制度をやったからといって必ずしも激減しているわけでもないですね。

【説明者】

そうですね。結局、その窓口が増えてしまうというのがあるのですね。私は地域猫をやっていますという旗を掲げる人がいますから、そういったところに、あの人やっているからあの人に苦情を言おうという。通常苦情が減っても、そういった頑張ってもらえる人のところに苦情とか相談が集中して増えるということがあります。

【説明者】

お渡ししました苦情集計表の中で、大久保とか戸塚地域が比較的、件数が多いというふうになってございます。それは、逆に地域猫の取り組みが進んでいる地域なのですよ。

大久保もそうですし、戸塚もそうです。地域猫の取り組みに熱心なボランティアが多い。となると、苦情や相談も含めて、私どもに、またボランティア等にお尋ねが多い。そういう傾向になっています。むしろ関心が低いところほど苦情はない、少ないという、そういう傾向がこれまでの数字などから、実態からもうかがえます。

【部会長】

わかりました。あと取り組みの状況ということで、地域猫会議状況もいただいております。ポスターをやったりということで、落合3丁目ですか、いろんなところで猫との取り組みをな

さっているというご報告をいただいております。

区としては、今後、この地域猫に対してどういう方針でいくのか。つまり、ずっとこの補助金のこの額でやり続けるということでしょうか。結構、90%とか80%以上の補助金の執行率があるわけなのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。自主的な取り組みということをおっしゃってはいるのですけれども。

【説明者】

補助金はまだ当面はやっぱり出していくべきだと思っております。ただ、今現在もあくまでも一部補助という形で、区は3割で、ボランティアさんや地域での活動の方たちが7割を負担なさっているわけです。将来的には地域で、それぞれ活動して寄附金等を集めて、補助が限りなくゼロに近くなっていけばありがたいなと思っております。

というのは、地域の問題はやっぱり地域で解決すべきで、行政はその問題を解決する仕組みとか、そういった場を提供する、コーディネートする、そういう役割が本来的ではあると思っております。ただ、やはり全額を今地域の方にご負担いただくというのは、やっぱり無理があるだろうということで、地域で組織立って動いているところは、お祭りの際に募金箱等を置いて、そこで集めたお金を使って、地域猫、野良猫に対して、だれの負担ということではなく、その中から不妊・去勢手術をしているという取り組みがございまして、やっぱりそういう形で地域主体の活動になって、区はそれをコーディネートするといいなと思っております。そういった活動が地域に根差すようになるまでには、まだまだやはり行政も補助が必要だと考えています。

【部会長】

例えば先ほどの戸塚などでは、区が考えているような方向に進んでいると考えてよろしいですか。

【説明者】

はい、戸塚地域はとりわけ盛んであるというふうに思っています。

戸塚地区協議会では、地区協議会の取り組みとして、放置自転車対策と地域猫対策、野良猫対策と、2つの大きな柱で対策をやっています。野良猫対策部門、地域猫対策を請け負う部門が年に数回会議を開いて、区ともタイアップして、その地域全体、西早稲田と高田馬場を全部含めた地域で地域猫活動をやっています。そういった部分では、一番進んでいるところと認識しています。

そういったところを1つの点としてどんどんその輪を広げていきたいということで、こちらのほうもセミナーをやったり、ボランティアを集める、先ほど言った連絡協議会のメンバーをいろんな地域から呼んで、いろんな力を糾合して拡大していこうということで考えています。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

野良猫の去勢手術をするときに、補助金が全額ではありませんよね。そうすると、その負担

というのは、現在はその野良猫を連れていった人が払うことになるわけですか。

【説明者】

ええ、その方個人、ボランティアの方個人か、あるいは、例えば戸塚地域ではその協議会。今、大体新宿では30ぐらいの動物病院があるのですけれども、そのうちの6割が新宿区の獣医師会で、そこに委託をしています。要は病院によっても値段が違うのです。この金額で間に合うというのではないですけれども、これに近いような額でやってくださる病院もあると聞いています。ただ、全部が全部ではないし、やはり猫の状態にもよりますので、すべてそこでというわけにはいかないかと思えます。

【委員】

自己負担額が大きいと、連れていくのをためらうというか、もうやめてしまう方も多いのではないかと思ひまして、そうすると、結局どんどん増え続けるのではないかという懸念があるのですけれども、ほとんど同じ額であれば。

【説明者】

そういう病院もあるということですね。あと、猫の状態にもよって、それだけでは、大体は野良猫って病気を抱えていますので、なかなかそれでは間に合わないので、ほかの病気も治すとなると、結構、額も高くなりますので、やはり1人のボランティアさんではなく、グループで、まち、地域でそういう取り組みをしていただいて、ボランティアや、ほかの祭り等で集めた募金を活用しながらやっていっていただけないか、続いていくのではないかなと思っています。そういった助言をさせていただくようにしています。

【委員】

先回の17年度の重要なテーマの一つでもありましたが、この3年間の取り組みの中でいろいろご苦労されて、こういう形で効果が上がっているということですが、それについては敬意を表します。

今ご説明があったように、区民との協働の活動も定着してきていると思いますが、なかなか難しい問題ではあります。しかし、こういったものですから、どこか落とし場所をやっぱり見つけなければならぬということになってきますね。他区等とも比較しながら、これの落とし場所をどういうふうにご考えておられるのですか。

【説明者】

それはとっても難しい問題なのです。どうしてかといいますと、猫があちこちから来ます。私どもとしては不妊・去勢手術をする、えさ、水、トイレ、清掃もしていただいているというふうに、一定のルールにのっとって地域で飼育をしていただきたいと思います。しかし、その猫が1代限りで一生を終えるとしても、その間に他の地域から猫がどんどん入ってくる。それは止められないものです。本当でしたら、それらを10カ所の出張所管内で、全地域で新宿がそれぞれ行政とその地域の方々が話し合いで、地域の課題として解決していただければそれで終わるはずなのですが、やはり猫はどこからか必ずやってくるというところで、終わりはなかなか難しいかなと思っています。

【委員】

わかります。このテーマは、そういう意味では住民の協働活動というような意味、あるいは自助・共助という面から格好なテーマではないかとも思います。共助・自助あるいは協働活動というような観点で、新宿区を住みよい場所にするために、穴あきの地区はますますそういうことで取り組まなければいけないし、今やっていたところも手を抜くとよそから入ってきてそうなりますから、一生懸命やりましょうと、よくやっているところを宣伝して、全体的に定着するような活動をする必要があるのではないかと。

猫を一例にして、みんなで助け合わないといい地域社会ができないよという、これをテーマに挙げて、新宿区はこんなによくやっているのですよ、もっともっとやってみましょうというふうにされるイメージが出てくるといいのではないかと思います。

【説明者】

野良猫の問題というのは、動物愛護の課題もありますけれども、やっぱり地域のトラブルを地域で解決する仕組みづくりの問題でもあり、地域のコミュニティの再生、地域の環境問題なのです。そういった観点から進めるべきだと思います。出張所別で言えば、9カ所目までは大体取り組みが進んでいます。今年度、角筈地域に着手しまして、10カ所になります。その中で、活動している方たちの連絡協議会みたいなものができてくれば、点の活動から面の活動になっていきます。

今、20区がこの取り組みにも着手をしまして、それが広い意味で特別区全体に広まっていけば大変いい。猫だけの問題でなく、地域のコミュニティというような意味での協働事業として発展していくものである。そのように持っていきたいと思っています。

【委員】

そういうふうに内部評価していただいて、それでこれを軸にして、区長が言っている協働という活動の格好の事例であるということで、前向きにやっていただくといいのではないかと思います。そういうことで、ぜひ内部評価ももう少し高くしていただきたい。

【委員】

やはりどうやって猫と人間が協調して生きていくかということについて、区民の人にもうちょっとアピールしたらいいのではないかとこのように思います。猫そのものは好き嫌いが激しい動物ですから、嫌いな人は徹底的に排除するような方向になりますけれども、やはり調和ということが一番大事なことだろうと思います。大いにPRをしていただいて、猫と調和のとれたまちづくりということを進めていただきたいと強く思います。大変いい活動をされているなと思うので、一層進めてお願いしたいと思います。

【部会長】

では、続きまして、健康推進課で、まず「夜間往診事業助成」についてお聞きします。

医師会事業に対して助成をしているので、医師会から財政的な要望はありませんかというのに対して、区が判断することではありませんというご回答をいただいています。この事業は区民にとって、安心、安全のまちということから、いい事業だと思います。予算は下がっている

のですよね。

【説明者】

20年度が1,350万で、次が1,000万、今年がまた下がっています。

【部会長】

その辺が、医師会がやっていることだから、特にということでもいいのか、逆に下がっていく根拠というのはどういう形でお持ちなのかということ伺いたいのですが。

【説明者】

新宿区では、区民の在宅療養を支える仕組みとして、さまざまな事業を進めてきているところです。一つが、在宅で療養されている方がかかりつけ医を持っていて、急変されたときには、そのかかりつけ医が連絡すればすぐ入院できる病床を区内に3病床、常時確保しているということがあります。3病床を超えたとしても、年間を通して契約していますので、場合によっては5病床分とか、病院によってそこは融通をきかせて、年間の中でちゃんと対応していただいております、その病床も効果的に使われているという状況もあります。

また、在宅で療養している方につきましては、特に訪問看護、看護師さんによる通常のケアというのが大事になってくるのですけれども、訪問看護ステーションも人材がなかなか確保できないということがあるのですが、そちらにつきましては、人材確保というようなことで、新宿区の訪問看護ステーションに就職を希望しているというか、やってみたいなという方に、訪問看護ステーションで実習をしていただき、より就職しやすくするというような事業もやっています。

そういったさまざまな事業を補完するものの一つとして、夜間往診の事業をとらえています。事業が始まる当初、医師会と、在宅療養される方や高齢者が増加してくる中で、医療の確保というのは大事ではないかということで、いろいろ検討いたしました。特に夜間の往診というのはなかなか対応できる先生も少ないのではないかと。当時、在宅療養支援診療所といって、24時間365日対応する診療所というのが、地区内に33カ所、実はありました。それをさらに増やしていくということが1つ目標でもあるのですけれども、そこをもう一つ補完するという意味で、医師会が特にこの夜間の往診について、まず医師会のほうでもやっていきたいということでした。

20年度につきましては初期経費の部分が350万、そして人件費の分、あと事務的なこともありますが、そこが1,000万と、全部合わせて医師会のほうで積算してきたものがありまして、それに対して区が1,350万を初期経費も含めて応援をしましょうということになったところで、21年度につきましては、初期経費の分を抜かした1,000万を補助していくということになっております。

また、22年度につきましては、患者さんが増えていくことによって診療報酬が増えるところ、経費で赤字になるだろうというところを見込んで、区が補助する額を500万ということで設定をしたということです。

【部会長】

医師会の見解としては、かなり診療報酬でやれるということですね。

【説明者】

この取り組みというのは全国的に見ても、東京都の中でも先駆的な事業です。夜間の往診というのがどれだけ必要なのかという見込みが立たなかったところがあります。それも見つつ、この補助額を決めてきたのですけれども、実際、あけてみましたら、夜間の往診というのは今のところそれほど、見込んだほどは多くないのです。

それで、医師会でも、昼間も対応していくということで、事業を少しずつ改善といいますか、拡大を図ってきているところです。昼間の診療が増えてくると、またそれに応じて夜間を使う方が増えてくるということがありまして、利用者が増えてくれば診療報酬が増えてくるという状況です。

【部会長】

この事業をやるためには、医療あんしんカードの普及とか、そのもとになる部分のかかりつけ医をきちんと持つというものが必要になってくるのですね。そのあたりの事業というのは、これは経常事業でやっていращやる。

【説明者】

はい、そうですね。かかりつけ医を持つという事業は、全体の在宅医療の仕組みづくりの中で、区民の方を対象としたシンポジウムを行わせていただいています。去年は笹岡、四谷の区民ホールで2回させていただいたところなのです。ご高齢の方、介護されるであろう方、している方、含めて、今後に備えて今からかかりつけを持っていくことが非常に大事なのですよというようなシンポジウムをさせていただきました。今年は地域にも出向いて行って、かかりつけ、地域のお医者さん、訪問看護ステーション、ケアマネ等の方々にも協力してもらいながら、区民の方にかかりつけ医を持つというような普及啓発を随時進めているところです。

【部会長】

かかりつけ医を持っている区民がどのぐらいの割合で伸びているかというようなことはわかりますか。

【説明者】

健康づくり行動計画の区民意識調査というのを今やっております、そのところでかかりつけ医をどのぐらい持っているかというところを計っているところです。高齢者の調査でもやっております、そちらも前回調査と、今年また新しい調査がこれから行われますので、そういったところでもこの事業の効果というのが計れるかなというふうに考えているところです。

【部会長】

予算は、今年1,000万から500万に減りましたよね。23年度にはゼロになるということですか。

【説明者】

今の予定では、そういう予定でおります。

【委員】

昨年度、この制度ができたときに、地域の医療制度としては大変画期的なすばらしい制度だ

という高い評価をさせていただきました。ただ、その割には普及していないということは、やはりまだまだこのあんしんカードの、専門医の存在やら、まだ知らない高齢者の人が相当いると思いますし、この制度の普及というのが今後にかかっているのではなかろうかというふうに思っています。

特に、支援専門員の他に、高齢者相談センターの機関からアプローチができるということで、これは年とともに相当普及するのではないだろうか。いわゆる地域の医療制度としては本当に安心の制度ですから、ますます普及するし、今少ないからといって区民は評価していないということではないというように思います。

内部評価からすると、医師会の負担が大変大きいのではないだろうかと懸念したのです。何か医師会の善意で頼っているようではいけない、場合によってはもっと補助金なり助成なり、財政的な援助を医師会にしなければ継続できないのではないかとということも心配したのです。その辺のことについては、見通しはいかがでしょうか。今、区内に75歳以上の独居の方々が1万二、三千人というふうに聞いていますけれども、そういう方々がきっとこれから恩恵をこうむるというふうに思いますけれども、将来展望なんかいかがでしょうか。

【説明者】

需要のほうは高まってくる可能性はあるのかなというふうに考えています。現在のところ、割と同居の方からが多いのですね。ひとり暮らしの方というよりは、多分、ご家族がいる方がお申し込みされたりしていることも多いようなので、まだまだ普及の仕方とかあるいは使い方、使い勝手ですね、そういったことも工夫していく余地があるのかもしれませんが、そこを支えていく別の仕組みというのもまた必要なのかもしれません。

今回のこの事業につきましては3年間の呼び水的なということで考えてはいるところですが、これから高齢者の医療の安心というのはさらに整備していかなくてはいけないので、また新たな形も考えつつ、医師会と相談をして、いい体制を全体的につくっていきたいと思っています。

【委員】

基本的にはこれからの福祉は収容型より在宅型ですから、こういう事業が中心になってくるのではなかろうかと大いに期待しています。

【委員】

確認をさせていただくのですが、その初期費用350万、それから経常的な経費としての補助1,000万という形で、数年のうちにはその補助をしなくても軌道に乗るというふうな見通しのご説明がありました。しかし、21年度の実績で見ると、区からの補助は1,000万で、経費の見方にもよりますけれども、補助対象経費というのが1,599万で、599万赤字になっている。この制度が医師会の善意によって組み立てられているとすれば、もう少し重要な制度でもあるから、補助金を増額するなど、適切な基盤をつくらないといけないのではないかとというふうにこの数字を見たのですけれども、この数字をちょっと説明していただきたいのが1点目です。

【説明者】

まず、初年度の20年度、事業を構築する年になりましたので、スタートが若干遅くなり、広報もなかなか進まなかったということがあって、初年度に非常に赤字が大きく出ているかと思えます。

登録者が増えていくと、その中で必要に応じてこの事業を使われる方が増えてくる。それから、先ほど申し上げましたような医師会の工夫なのですけれども、昼間も先生同士ちょっと診療中だから、今、行かれないというようなところをこの制度で支援していくとか、夜間についても同じような意味合いがあるのですけれども、そういったこともあって、徐々にそれが増えてきているというのが昨年の状況です。

昨年まだ、赤字が出ているような状況ですけれども、今年度の第1四半期を見てみまして、昨年より、最初の立ち上がりは数は増えてきていますので、その辺のところは医師会とよく状況を相談させていただきながら、今後どういった事業展開をしていくのかということは検討していきたいと思っています。

【委員】

結局、ここにある診療報酬とかそういう、あるいは交通費とか、こういうものは出ますよね。これで見ると、ツーペイで考えていっていいという制度なのですかねということなのです。いい制度なのだから、もう少し何かそのところをうまく説明材料をつくっておかないと、内部評価の数字と、いただいた資料で見ると、そのところはそういうふうには読み切れないですけれどもね。

【説明者】

医師会がその当番の先生の人件費を支出している。その先生が診療した診療報酬は医師会診療所に入っていくという仕組みになっているのです。それがかかる経費とそれから入ってくる診療報酬とで収支がどのようになるか、現在の東京ではまだ赤字は確かです。ただ、その赤字の中にも、医師会として、金額だけの問題ではなくて、かかりつけの先生がご自身で往診に行かれないときにそういう、区民の方のセーフティネットでもあり、お医者さんのお互いのネットワークと支援策というようなこともあります。その辺のところでも現在、医師会から区に要望として今のところ上がってきていないのかと考えています。あとは事業のつくり込みによっては、例えば当番医の経費とか、そういったこととかも、収入とあわせて経費というのは見ていかなくてはいけないものなので、医師会でいろいろお考えになっていることもあるのかと推測しているところです。

【委員】

内部評価をされるときに、医師会側のこの制度に対しての取り組み、そういう社会貢献的な活動とジョイントしているということをもっと明確にして、いわゆるこの1,000万円というのはこういうふうには有効なのだということがもう少し明確になるようにしないと、赤字補てんみたいなふうにとれましたから。医師会の制度とジョイントする上で、その活動をより活発化してもらうためにこうしたという説明があったほうがいいのではないかと。

それからもう1点は、医療というのは予防というものを中心に切りかえなければいけないと

ということで、かかりつけ医というものにして、健康診断をしなければいけないというのはもう少し義務的になってきていると思うのです。その制度はもっと定着させなければいけない。そういう点で他の制度とのすり合わせが若干悪いのではないか。「そういった意味も含めてこの制度は非常に重要なことであり、かかりつけ医とあわせて100点満点にしていきます。」という明確なメッセージを内部評価されることが必要ではないか。あるいは、かかりつけ医制度と一緒にやっていくということで、その定着のためにもこれは役に立つということではないかということです。

【委員】

在宅療養をしている方が基本的には対象なわけですか。そうすると、何歳以上とか、例えば子どもであっても、そういう必要がある家庭とかあると思うのですが、そういう方でもいいのですか。このあんしんカードというのは何歳以上でとか、常にお医者さんに定期的にかかっている人じゃないともらえないといった、そういった仕組みになりますか。

【説明者】

この制度につきましては、主に65歳以上の高齢者の方に対する制度ということで、医師会で進められているところです。今、委員がおっしゃられました、子どもさんの夜の対応とか、そういったこともあろうかと思うのですが、医師会の中でも、小児に対応できる先生とかが限られているということもあるようです。この制度の中で今からそこまで対応することは難しいのだそうなのです。当面は、高齢者の方に対応できる制度として始めていきたいというお話がありましたので、制限をしているところです。

【委員】

定期的にやったり、かかりつけ医にかかっている人が対象なわけですか。

【説明者】

最初はそういうことで始まったのですけれども、それだけではなくて、やはりおひとりで急に倒れることもあって、そのときに往診という制度はもともと医療の中であるわけですから、そういったものにも対応できる制度にしていきたいと医師会がいろいろ改変を進めていきまして、対応を今のところはしていると聞いています。

【委員】

普通にお医者さんに行くのに比べると自己負担もかかるわけですね。夜間に緊急といったときに、救急車を呼んでしまう方と、こういった制度を利用する方と、どうなのでしょう。

【説明者】

この制度は非常に先駆的なものですから、夜間具合が悪くなる人が、どういう状況でどういう医療にかかったら適切なのかというのがなかなかわからない中でのスタートでした。新宿の場合は大きな病院がたくさんありますので、大きな病院に緊急で行ったり、救急車を呼んだりしている現状もあろうかと思えます。ただ、そうやって救急を使っていると、医療の適正な配分ができなくなるので、かかりつけ医で済むところ、診療所の先生で済むところであれば、そこで対応していただければと思います。この制度になりまして、実際に区民の方から要請があ

って、多分、電話で受けた時点で、これは往診のレベルではないということで、お医者さんが救急車を呼んでくださいというふうに指示をされたケースも報告にはありました。

【部会長】

ありがとうございました。次に「妊婦健康診査費助成（里帰り等）」ですが、改革方針に、海外の受診について対象にならないという課題がありますと書かれているのですけれども、海外も対象にしてくれというような要望があったのかどうか、検討して、その結果、22年度はどうしているのかということをお聞きしたいのですけれども。

【説明者】

この制度、外国人登録している区民の方の中で、韓国、中国等の方で、里帰りで出産される方がいらっしゃいます。それで、対象にならないのかというような問い合わせをいただいたことはございます。22年度については、課題として認識していますが、今のところは国内での出産ということで進めております。

【部会長】

検討したのだけれども、22年度も国内でということですね。

【説明者】

そうです。

【部会長】

委員の方からは、20年度から始めていますので、やはり自分の里帰りした先で受診できるというのは非常に安心につながると思うのですね。

【委員】

区の公金を支出するということの意義というのはどこにあるのですか。

【説明者】

妊婦健診制度の助成については、大きく進歩しています。特に平成20年度からは、公費での妊婦健診票の発行が14回、超音波検査も3回受診できるようになりました。東京都内一律で使える妊婦健診の助成の制度なのですが、同じ新宿区民でありながら、里帰りをされる方々にも、全く経費的には公平なサービスを展開したい。そのために、里帰りは事後払いですが、かかった経費を同等程度に公費で負担を行うという考えです。新宿区にお住まいの方が新宿区で出産しても、隣接区で出産しても、また遠く離れた里帰り先の他県で出産しても、同様にその自己負担をカバーするということに意義があると考えています。

【委員】

そうすると、新宿区に住んで平素税金を払ってくれているから、そういう人に対してはあまねく区民としての権利が行使できるようにサービスするのだと、そういうことですか。

【説明者】

はい。他県で里帰り出産されたことが不利益にならないように講じたものです。

【委員】

新宿区はそういうところだから、より長く住み続けてくださいよと、そういうことですね。

【説明者】

はい。子どもを産んで育てやすい新宿区を目指しています。

【委員】

多くのニーズをくみ入れてこの制度が順調に運営されているということはいいことだと思います。また、その予算に対して、若干それを上回るだけの希望があるということはいいことだと思いますけれども、予算というものをどういうふうに考えてつくられ、あるいはオーバーしたということに対してどういうふうの評価され、今後、どう考えていかれるのか。

【説明者】

21年度の決算の数値は確かに、この里帰りの助成の単発の予算に対して決算額のほうが大きくなっています。しかし、この年は制度の端境期でして、従来からの妊婦健診助成費という、今回の里帰り出産の助成とは別の予算を持っていました。実際に妊娠、出産された方が、いつごろこの新しい里帰りの助成費用を使われるのか。従来からの助成制度も8万円と2万円という制度が残っていたのですが、そちらがどのぐらい申請があるのかというのが予算編成段階の平成20年の秋時点では読み切れなかった部分がありました。21年度としましては、妊婦健康診査という事業全体では2億7,400万の予算を持ってしまして、執行額が1億8,300万という実績でした。従来からの助成金と新しい助成制度と両方の予算を持っておりましたために、1,836万4,000円の総額から1,278万7,000円の支出で、このうちの1,200万円あまり、ほとんどが里帰り出産助成という実績になってございますので、読み切れない予算だったとはいえ、吸収ができたというところでございます。

22年度については、もう少し十分な予算編成をしてございますので、ちょうどいいあんばいの数字が出るものと考えられます。

【委員】

もう少しわかりやすく、ここにも少し書いてありますけれども、制度の切りかえ時にあり、この制度の全体としては円滑な運用の中で適正に行われたと書いて、当初の目標を達成したということであれしく書いてありますけれども、おかしなふうにとられないように書いておかれたほうがよいのではないかと。来年度以降は制度がより健全に執行されているともうちょっとわかるように内部評価していただきたいと思っております。

【説明者】

はい、承知いたしました。

【委員】

他の区市ではこういう例はあるのでしょうか。

【説明者】

妊婦健診の公費助成は東京都全域で同じ対応をしておりますので、近隣区も私どもとほぼ同じ考えで里帰りについてサポートしております。

【委員】

出産、分娩の費用は、制度としてはどうなのですか。

【説明者】

出産と分娩は各健康保険から出産育児一時金が支給されますので、この健診費用の助成には入ってございません。国民健康保険、社会保険等それぞれ入っているところから出ます。

【部会長】

新宿独自ではないけれども、今後ともやっていくということによろしいですね。

他にありますでしょうか。

それでは本日はこれで終了します。

<閉会>